



平成4年度 村内保育園

入園申し込みを受け付けます

■受付期間 12月11日～13日

村立保育園では、平成4年4月から入園を希望する園児の入園申し込みを受け付けます。保護者が、仕事、病気、出産、病人の看護などの理由で、子どもの世話をできない（保育に欠ける）家庭の方は忘れずに入園申し込みの手続きをしてください。

なお、現在入園中の園児でも、引き続き入園を希望する場合は申し込みの手続きが必要です。

【保育時間】：一日八時間を原則としますが、延長保育も行います。（別に手続きが必要です）

【保育料】：各世帯の所得税、村民税、固定資産税などの金額により算定します。

【給食】：三歳未満児は完全給食で、三歳以上児は副食給食です。

【入園申し込みの受付】：①入所申請書の受付は、左記の日時で行います。

【受付当日持参するもの】：①必要事項を記入した入所申請書（用紙は、役場住民福祉課、各保育園にあります）②印かん

※なお、受け付けの際に家庭の事情などをお聞きしますので、ご家族の方がおいでくださいざるようお願いします。また当日、都合の悪い方は、後口で受け付けます。

（入園についてのお問い合わせは、役場住民福祉課☎82-141-1内線一一二まで）

日役場住民福祉課☎82-141-1内線一一二まで

（このほど、財）日本消防協会から南部消防事務組合へ救急車の寄贈があり、当村岩室分署へ配車は、雪道に威力を発揮する四輪駆動車（4WD）で、従来のものに比べ、さらに高度救急サービスに応えるための最新鋭の装備・機材が搭載されています。新しい救急車は先月から活動していますが、これから冬場にかけてその活躍が期待されます。

4WDでも威力

消防岩室分署に新しい救急車



こんな時は届け出を。

★もし、年金受給者が亡くなつたら年金を受けていた方が亡くなられたときは、遺族の方が「年金受給権死亡届」を提出することになります。

（この届け出が遅れたり、忘れたりしてしまった、死亡した月以後も年金が支払われ、過払いとなってしまいます。そして、過払いとなつた年金は、あとで遺族の方に返済していただことになります。また、年金の未払いがある場合には、遺族の方が未支給年金として受給できますので、「未支給年金請求書」を提出してください。いずれの場合も、届け出は早めに行ってください。）

（届出先）○国民年金の年金受給者の死亡

……役場住民福祉課国民年金係（☎82-141-1内線一一七）へ○厚生年金保険・船員保険事務所（なお、年金を二つ以上受給している場合は、それについて届け出が必要となることをご存知でしょうか。）

（★国民年金保険料は課税所得から控除となることをご存知でしょうか。）

老人医療費の一部負担金が変わります。

老人保健法の一部が改正され、平成4年1月1日から老人医療費の一部負担金が次のように変わります。

■平成4年1月1日から平成5年3月31日まで

- 外来（1か月当たり）800円が→900円に変わります
- 入院（1日当たり）400円が→300円に変わります

■平成5年4月1日から平成7年3月31日まで

- 外来（1か月当たり）1,000円
- 入院（1日当たり）700円にそれぞれ変わります。

※診療の際には、おまちがいのないように――。

12月9日が「障害者日」であることをご存じですか。現在、わが国では約四百万人以上が心身に障害をもつていています。この「障害者日」は、昭和五十六年の国際障害者

12月9日は障害者日

年を記念して障害をもつ人たちの問題について、国民の理解と認識をさらに深め、障害をもつ人たちの福祉の増進を図ることを目的として設けられたものです。ぜひ皆さんも、この機会にもう一度考えてみましょう。

あなたのやさしさを、



十二月一日から一十五日まで実施されます。

ことして九回目となるこのキヤンベーンでは、自然災害や戦争・紛争等による緊急援助事業及び発展途上国を対象とした開発協力事業の充実、発展に役立つことにしています。

昨年のイラクのクウェート侵攻にはじまつた湾岸戦争、東欧諸国の民族間紛争の激化、フィリピンの噴火、中国やカンボジアの洪水、さらに危機的状況をむかえているアフリカの干ばつ等々、自然災害などの多発に大きな苦しみは切迫しています。

必要な物資や資金を届け、医師や看護婦などの人材を派遣して自立の手助けをするため総額十億円の救援事業を計画していますので、皆様の暖かいご協力を願いします。

（義援金受付窓口）郵便局、銀行、農協、漁協、NHK各放送局、赤十字、市町村役場

■入園申し込みの受付

日 時	受 付 地 区	受付場所
12月11日 (水曜日)	午前 8:30～12:00	橋本・久保田・猿ヶ瀬 南谷内・北野・夏井・ 西中・鴻上・白鳥・西 長島・横曾根・西船越 新谷・油島・高畠
	午後 1:00～4:30	金池・石瀬・岩室 植曾・栄
12月12日 (木曜日)	午前 8:30～11:00	間瀬1区～7区
	午後 1:00～5:00	和納1区～和納11区
12月13日 (金曜日)	午前 8:30～12:00	原・津雲田・富岡・高橋
	午後 1:00～5:00	和納12区・三田



12月11日から 年末年始
1月10日まで 交通事故防止運動

これから雪のシーズンですね。冬期間でいちばん心配なのがスリップなどによる交通事故です。雪道では、ちょっとした不注意が重大な事故につながる危険があります。

雪のないとさの感覚でブレーキを踏んだり、車間距離をあけていかなかったために、ツルツルなんてこともなりかねません。

ですから、細心の注意をはらって、悲惨な交通事故を起こさないよう、運わないよう注意してください。また、この年末年始時期は外出する機会が多くなり、お酒などを飲む機会がグーンと増える時期です。「飲んだら乗るな／乗るなら飲むな！」を忘れずに交通安全にご協力ください。

ところで、冬になると雪のため路上まで木々の枝が張り出したり、たれ下がったりしていることがあります。このような場所は、視界が大変悪くなり交通事故の原因ともなりかねませんので、路上にはみ出している木や枝などがありましたら、伐採又は枝払いをしてくださいようご協力お願いします。

農業用軽油引取税証の交付申請について（お知らせ）

卷財務事務所では、農業用機械を使用する軽油の免稅証の交付申請を受け付けます。なお免稅証の交付は、春と秋の一年分をまとめて交付することになっていますので、お忘れのないよう申請してください。

（受付日程）：

①共同申請する人は、平成4年3月の毎週金曜日午後一時半から三時まで卷財務事務所で受け付けます。

②個人申請をする人は、平成4年3月の毎週金曜日午後一時半から三時まで卷財務事務所で受け付けます。

③免税軽油は、免稅証と引換えに引き取ってください。

④免

（注意事項）：

①道路運送車輛法第

四条により登録のある機械は、免稅証の交付を受けられません。

②刈取

分だけ必要な人も今回交付申請してください。

③免税軽油は、免稅証と引換えに引き取ってください。

④免

（注）

（注）